

多可町プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 多可町が発注する高度な技術又は専門的な知識を必要とする業務の契約に当たり、企画又は技術に関する提案を求め、提案内容及び業務遂行能力が最も優れた者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するプロポーザル方式による審査を厳正かつ公平に実施するため、多可町プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザル方式に係る実施要領の審査に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び最優秀提案者の決定に関すること。
- (3) その他プロポーザル方式の実施に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、委員10人以内で組織する。ただし、町長が必要であると認める場合はその限りではない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が選任する。

- (1) 多可町入札参加者審査会委員
- (2) 業務を所管する課等の職員
- (3) 前2号に掲げるものほか、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、前条に規定する事項について、その結果を町長等に答申した日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は多可町入札参加者審査会の会長とする。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議に付する必要がないと認める事案については、持ち回り審査により過半数の委員の同意をもって、会議の審査に代えることができる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(中立の保持)

第8条 委員は、そのプロポーザルに参加する者に対して、特定の利益又は不利益となる行為をしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、プロポーザル方式による業務の発注を行う部署において処理する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。